

定 款

社会福祉法人 香南会

社会福祉法人 香南会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホームの経営
- (ハ) 養護老人ホームの経営
- (ニ) 障害者支援施設の経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人短期入所事業の経営
- (ハ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ニ) 生活困難者に対して介護老人保健施設を利用させる事業の経営
- (ホ) 障害福祉サービス事業及び特定相談支援事業の経営
- (ヘ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営
- (ト) 障害児相談支援事業の経営
- (チ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人香南会という。

(経営の原則)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組みとして、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するように努めるものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の主たる事務所を高知県香南市赤岡町1160番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員を置く。

- 2 評議員の定数は、11名以上13名以内とする。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任解任委員会（以下「委員会」という。）を置き、理事会から被選定者の推薦及び解任の提案及び説明を受けて、評議員の選任及び解任を行う。

- 2 委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員3名の合計5名で構成し、委員のうち1名を委員長とする。
- 3 委員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 4 委員及び委員長は、理事会が選任及び解任を行う。
- 5 委員会の運営等についての細則は、理事会において定める。
- 6 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 7 評議員選任解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員が任期満了又は辞任により退任し、第5条に定める員数を欠くこととなるときは、退任した当該評議員は、新たに後任者が選任され、かつ、就任するまでの間、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が500,000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事、監事及び会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給基準の承認
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定めた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者について第1項の決議を行わなければならない。

- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員、会計監査人及び職員

(役員の定数等)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 9名以上11名以内
 - (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とする。
- 3 理事長以外の理事のうち、各1名を副理事長及び常務理事とする。
- 4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第16条 理事、監事及び会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 副理事長は、理事長を補佐する。
- 5 常務理事は、理事長の命をうけて、この法人の業務を処理する。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第19条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告書を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員任期)

第20条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、それぞれ前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事が任期満了又は辞任により退任し、第15条第1項に定める員数を欠くこととなるときは、当該理事又は監事は、新たに後任者が選任され、かつ、就任するまでの間、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(会計監査人の任期)

第21条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第22条 理事又は監事が、次の事由のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

2 会計監査人が、次の事由のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(3) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき

3 監事は、会計監査人が前項各号のいずれかの事由に該当するときは、監事全員の同意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(職員)

第24条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の事務局長及びこの法人が設置運営する施設の長（以下「事務局長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 事務局長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第25条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

2 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(権限)

第26条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

2 前項の規定にかかわらず、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第29条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び理事のうちから選出された議事録署名人2名並びに監事は、前

項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第30条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

- 2 基本財産は、別紙に掲げる財産をもって構成する。
- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第38条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第31条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、高知県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、高知県知事の承認を必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）
- (3) 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、第4条に定める主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、その承認を受けなければならない。

- 3 第4条に定める主たる事務所に、第1項の書類のほか、次の書類を5年間備え置き、この法人の定款とともに、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事、監事及び評議員の名簿
- (4) 理事、監事及び評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第35条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第36条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第37条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第38条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 訪問看護事業
- (2) 居宅介護支援事業
- (3) 納骨堂の設置事業
- (4) 有料老人ホーム事業
- (5) 介護員養成研修事業
- (6) 事業所内保育事業
- (7) 介護福祉士養成事業
- (8) 登録支援機関の運営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第39条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号に定める事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議により、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第41条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を経て、高知県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を高知県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、社会福祉法人香南会の掲示場に掲載するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第43条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

付 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後、遅滞なくこの定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長 野 村 土佐夫

理 事 山 下 政 鶴

理 事 濱 田 義 秋

理 事 垣 本 一 男

理 事 金 一 宇

理 事 久 武 恵 一

理 事 高 松 清 和

監 事 別 府 清

監 事 澤 田 勲

監 事 野 島 博 康

この定款は高知県知事の許可のあった日から施行する。

平成 3 年 3 月 2 9 日施行	平成 1 5 年 1 2 月 1 2 日改正
平成 3 年 8 月 2 3 日改正	平成 1 6 年 3 月 1 8 日改正
平成 6 年 1 0 月 2 1 日改正	平成 1 6 年 8 月 1 9 日改正
平成 9 年 9 月 1 日改正	平成 1 7 年 2 月 9 日改正
平成 1 2 年 1 月 2 1 日改正	平成 1 7 年 6 月 1 3 日改正
平成 1 2 年 2 月 2 5 日改正	平成 1 7 年 6 月 1 7 日改正
平成 1 3 年 4 月 1 日改正	平成 1 7 年 1 1 月 2 日改正
平成 1 3 年 8 月 6 日改正	平成 1 8 年 6 月 1 5 日改正
平成 1 3 年 9 月 6 日改正	平成 1 8 年 9 月 1 3 日改正
平成 1 4 年 1 月 2 3 日改正	平成 1 9 年 5 月 2 3 日改正
平成 1 4 年 2 月 1 2 日改正	平成 1 9 年 6 月 1 8 日改正
平成 1 5 年 4 月 1 7 日改正	平成 1 9 年 9 月 1 1 日改正
平成 1 5 年 7 月 3 0 日改正	平成 2 0 年 3 月 2 7 日改正
平成 1 5 年 1 1 月 1 9 日改正	平成 2 1 年 8 月 2 6 日改正
平成 2 1 年 1 1 月 1 2 日改正	平成 2 2 年 9 月 2 7 日改正
平成 2 2 年 1 0 月 2 9 日改正	平成 2 3 年 2 月 1 5 日改正
平成 2 3 年 5 月 1 7 日改正	平成 2 3 年 5 月 1 9 日改正
平成 2 4 年 6 月 2 5 日改正	平成 2 4 年 1 2 月 1 9 日改正
平成 2 5 年 8 月 1 3 日改正	平成 2 6 年 4 月 1 日改正
平成 2 6 年 1 1 月 2 5 日改正	平成 2 8 年 1 月 2 2 日改正
平成 2 8 年 8 月 1 8 日改正	
平成 2 9 年 1 月 2 3 日改正 (平成 2 9 年 4 月 1 日施行)	
平成 2 9 年 9 月 1 9 日改正	平成 3 0 年 2 月 2 2 日改正
平成 3 0 年 1 0 月 3 0 日改正	2 0 1 9 年 1 0 月 3 1 日改正
2 0 2 1 年 4 月 9 日改正	2 0 2 2 年 2 月 3 日改正
2 0 2 2 年 1 1 月 9 日改正	2 0 2 3 年 2 月 2 7 日改正
2 0 2 3 年 5 月 1 日改正	2 0 2 4 年 1 2 月 9 日改正
2 0 2 5 年 6 月 1 6 日改正	2 0 2 6 年 1 月 8 日改正
2 0 2 6 年 4 月 2 7 日改正	

(別紙)

基 本 財 産

1 建物

- (1) 高知県香南市赤岡町 1 1 6 1 番地所在の鉄筋コンクリート造スレート葺二階建

特別養護老人ホーム香南赤岡苑

養護所：1階 1256.94 m² 2階 1060.62 m²

機械室：コンクリートブロック造スレート葺平家建 51.04 m²

計 2 3 6 8 . 6 0 m²

- (2) 高知県香南市赤岡町 1 1 8 6 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根四階建

老人保健施設しお風

養護所：1階 840.78 m² 2階 797.67 m²

3階 783.18 m² 4階 105.29 m²

倉庫：鉄筋コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 20.61 m²

計 2 5 4 7 . 5 3 m²

- (3) 高知県香南市赤岡町 1 1 6 1 番地 2 所在の鉄筋コンクリート造瓦葺四階建

ケアハウスぬくもり

養護所：1階 538.80 m² 2階 507.30 m²

3階 507.30 m² 4階 71.04 m²

計 1 6 2 4 . 4 4 m²

- (4) 高知県安芸市川北字大島甲 3 7 0 9 番地所在の鉄筋コンクリート・鉄骨スレート・亜鉛メッキ鋼板ぶき・陸屋根 4 階建

養護老人ホーム清香園及び認知症高齢者グループホームあい

老人ホーム：1階 1988.68 m² 2階 1188.00 m²

3階 1188.00 m² 4階 761.64 m²

計 5 1 2 6 . 3 2 m²

- (5) 高知県安芸市川北字薬師甲 5 9 2 5 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造スレート葺陸屋根六階建

ケアハウスせいらん

老人ホーム：1階 741.60 m² 2階 730.80 m²

3階 626.40 m² 4階 626.40 m²

5階 47.39 m² 6階 47.39 m²

機械室：鉄筋コンクリート造陸屋根二階建

1階 94.25 m² 2階 94.25 m²

計 3008.48㎡

- (6) 高知県香南市野市町中ノ村字寺屋敷770番地1所在の木造鋼板葺平家建

認知症高齢者グループホームせんだんの里

寄宿舍：278.73㎡（家屋番号770番1の1）

寄宿舍：278.73㎡（家屋番号770番1の2）

計 557.46㎡

- (7) 高知県高岡郡津野町黒川字小畑740番地6所在の木造鋼板葺平家建

認知症高齢者グループホームひのきの里

寄宿舍：278.73㎡（家屋番号740番6の1）

寄宿舍：278.73㎡（家屋番号740番6の2）

物置：軽量鉄骨造鋼板葺平家建 2.50㎡

計 559.96㎡

- (8) 高知県長岡郡大豊町津家字ヨコ次62番地4所在の木造鋼板葺平家建

認知症高齢者グループホームふくじゅ草の里

寄宿舍：278.73㎡（家屋番号62番4の1）

寄宿舍：278.73㎡（家屋番号62番4の2）

計 557.46㎡

- (9) 高知県南国市下島字場南丙179番地1所在の木造鋼板葺平家建

認知症高齢者グループホームふなとの里

寄宿舍：278.73㎡（家屋番号丙179番1の1）

寄宿舍：278.73㎡（家屋番号丙179番1の2）

計 557.46㎡

- (10) 高知県安芸郡安田町西島字五反島89番地1及び同89番地3所在の木造鋼板ぶき平家建

認知症高齢者グループホームくすのきの里

寄宿舍：278.73㎡（家屋番号89番1）

寄宿舍：337.33㎡（家屋番号89番3）

計 616.06㎡

- (11) 高知県香南市香我美町字マガリ1143番地所在の木造鋼板ぶき平家建

認知症高齢者グループホームきんもくせいの里

グループホーム：278.73㎡（家屋番号1143番1）

グループホーム：278.73㎡（家屋番号1143番2）

計 557.46㎡

- (12) 高知県須崎市安和字中ノ川内693番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平家建

認知症高齢者グループホームやまざくらの里

寄宿舍：278.73 m² (家屋番号 693 番 1)

寄宿舍：278.73 m² (家屋番号 693 番 2)

計 557.46 m²

- (13) 高知県高岡郡津野町黒川字小畑740番地6所在の木造鋼板葺平家建

老人デイサービスセンターひのきの里

養護所：124.54 m² (家屋番号 740 番 6 の 3)

物置：軽量鉄骨造鋼板葺平家建 2.00 m²

計 126.54 m²

- (14) 高知県香美市土佐山田町百石町一丁目79番地1所在の鉄骨造スレート葺2階建

認知症高齢者グループホームゆうりこう

寄宿舍：1階 387.96 m² (家屋番号 79 番 1)

2階 388.78 m²

計 776.74 m²

- (15) 高知県高岡郡四万十町窪川字蔵谷1205番地1所在の木造鋼板ぶき平家建

認知症高齢者グループホームあさざり四万十の里

グループホーム：337.52 m² (家屋番号 1205 番 1)

グループホーム：337.52 m² (家屋番号 1205 番 1 附 1)

計 675.04 m²

- (16) 高知県高知市長浜字菖蒲谷4983番地2及び同字イナハ4981番地2所在の木造合金メッキ鋼板葺平家建

就労継続支援A型事業所 維新工房きらり (家屋番号 4983 番 2)

事務所：88.00 m²

作業所：鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 287.50 m²

作業所：鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 120.50 m²

作業所：木造合金メッキ鋼板ぶき平家建 169.10 m²

計 665.10 m²

- (17) 愛媛県新居浜市垣生五丁目甲1140番地1所在の鉄骨造陸屋根2階建

小規模特別養護老人ホームつばき (家屋番号甲 1140 番 1)

養護所：1階 738.88 m² 2階 719.08 m²

物置 : 軽量鉄骨造鋼板ぶき平家建 3.20 m² (甲 1140 番 1 附 1)

計 1461.16 m²

- (18) 兵庫県たつの市揖保町中臣字川久 510 番地及び同字成平 540 番地 2 所在の鉄筋
コンクリート造陸屋根 5 階建

ケアハウスアゼリア及びデイサービスセンタートマト (家屋番号 510 番)

老人福祉施設 : 1 階 957.70 m² 2 階 919.50 m²

3 階 919.50 m² 4 階 668.65 m²

5 階 62.45 m²

プロパンボンベ庫 : コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
4.95 m² (家屋番号 510 番附 1)

物置 : コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建

5.00 m² (家屋番号 510 番附 2)

計 3537.75 m²

- (19) 高知県安芸市川北字竹内甲 3637 番地、甲 3636 番地 1 所在の木造鋼板ぶき平家
建

デイサービスセンターアザレア

デイサービスセンター : 153.85 m² (家屋番号甲 3637 番)

計 153.85 m²

- (20) 愛媛県新居浜市大生院字栗林 154 番地 3 所在の鉄骨造スレートぶき平家建
認知症高齢者グループホームけやきの里

養護所 : 782.26 m² (家屋番号 154 番 3)

計 782.26 m²

- (21) 高知県高知市長浜字イナハ 4975 番地所在の木造鋼板ぶき平家建

認知症デイサービスセンターかがやき

デイサービスセンター : 383.04 m² (家屋番号 4975 番)

計 383.04 m²

- (22) 高知県高知市葛島四丁目 232 番地 3 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建
認知症高齢者グループホームかづらしま

グループホーム : 1 階 271.67 m² 2 階 269.15 m²

(家屋番号 232 番 3)

計 540.82 m²

- (23) 高知県香南市香我美町山北字曲り田2407番地1、2408番地2、2407番地1
1 先所在の鉄筋コンクリート造スレート葺3階建

共同生活援助事業所オレンジハウス

寄宿舍：1階 260.56 m² 2階 260.56 m² 3階 260.56 m²

(家屋番号 2407 番 1)

管理棟：木造瓦葺2階建 1階 50.13 m² 2階 26.49 m²

(家屋番号 2407 番 1 附 1)

計 858.30 m²

- (24) 高知県高知市朝倉字三月田丙1599番地1、丙1600番地1所在の鉄骨造陸屋根2階
建

認知症デイサービスセンターさくら

デイサービスセンター：1階 110.16 m² 2階 110.16 m²

(家屋番号丙 1599 番 1 の 2)

計 220.32 m²

- (25) 高知県高知市朝倉字三月田丙1599番地1所在の鉄骨造陸屋根平家建

デイサービスセンターすみれ

デイサービスセンター：88.56 m² (家屋番号丙 1599 番 1 の 3)

計 88.56 m²

- (26) 愛媛県新居浜市垣生五丁目甲1140番地2、同番地1所在の木造鋼板ぶき2階建

認知症高齢者グループホームあかがね

グループホーム：1階 269.95 m² 2階 269.95 m²

(家屋番号甲 1140 番 2)

計 539.9 m²

- (27) 京都府宮津市字由良小字上良2116番地・2117番地・2120番地・2130
番地合併、751番地、752番地、753番地、755番地、755番地1、12
75番地、1275番地2、1275番地3、1278番地所在の鉄骨造コンクリ
ート屋根3階建

特別養護老人ホーム安寿の里

老人ホーム：1階 1487.81 m² 2階 1250.91 m² 3階 1250.91 m²

(家屋番号 2116 番)

計 3989.63 m²

- (28) 高知県香南市吉川町古川字八幡北新開340番地2、336番地2所在の鉄骨造陸屋
根5階建

総合福祉ゾーンオクの里

養護所：1階 907.56 m² 2階 898.82 m² 3階 898.82 m²

4階 825.15 m² 5階 782.23 m²

(家屋番号 340 番 2)

計 4 3 1 2. 5 8 m²

(29) 愛媛県新居浜市阿島一丁目甲 1 0 1 5 番地 3 4 9 所在の軽量鉄骨造瓦葺平家建

認知症高齢者グループホームしおさい

寄宿舍：465.20 m²

(家屋番号甲 1015 番 349)

計 4 6 5. 2 0 m²

(30) 高知県長岡郡本山町本山字東畑 9 8 4 番地、9 7 9 番地 1、字西木戸 1 0 5 3 番地
所在の鉄骨造陸屋根・合金メッキ鋼板ぶき 3 階建

総合福祉ゾーン天空の里

養護所：1階 2987.85 m² 2階 2855.79 m² 3階 1890.34 m²

(家屋番号 984 番)

デイサービスセンター：鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 505.60 m²

(家屋番号 984 番附 1)

集会所：鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき平家建 352.00 m²

(家屋番号 984 番附 2)

(31) 高知県高知市長浜字イナハ 4 9 7 5 番地所在の鉄骨造陸屋根 7 階建

ユニット型特別養護老人ホームもとか

養護所：1階 522.96 m² 2階 779.62 m² 3階 779.62 m²

4階 779.62 m² 5階 779.62 m² 6階 779.62 m²

7階 386.12 m²

(家屋番号 4975 番の 2)

(32) 広島県広島市安芸区矢野西三丁目 6 3 4 7 番地 1、1 2 1 9 番地 1 所在の鉄骨造陸屋根 4 階建

総合福祉ゾーンやだけの里

老人ホーム：1階 1382.45 m² 2階 1309.99 m² 3階 1309.99 m²

4階 1134.72 m²

(家屋番号 6347 番 1)

(33) 高知県長岡郡本山町本山字東畑 9 8 4 番地、同字西木戸 1 0 5 4 番地所在の木造
合金メッキ鋼板ぶき 2 階建

グループホームふくじゅ草の里

グループホーム：1階 271.67 m² 2階 269.15 m²

(家屋番号 984 番の 2)

- (34) 高知県高知市長浜字イナハ4972番地5、4972番地1、4972番地7所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

グループホームななつかたばみ

グループホーム：1階 271.67 m² 2階 269.15 m²

(家屋番号 4972 番 5)

- (35) 高知県高岡郡四万十町仁井田字コムカイ199番地1、208番地2所在の鉄骨造瓦葺平家建

グループホームゆうき 寄宿舍:503.31 m² (家屋番号 199 番 1)

- (36) 安芸市川北字竹内甲3634番地、甲3632番地、甲3633番地、甲3635番地、甲3636番地2所在の鉄骨造合金メッキ鋼板ぶき2階建

デイサービスセンターいおき

デイサービスセンター：1階 318.70 m²

(家屋番号 甲 3634 番)

- (37) 東京都練馬区大泉町四丁目756番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根地下1階付き4階建

特別養護老人ホームおおいずみの里

老人ホーム：1階 1168.15 m² 2階 1078.52 m² 3階 1078.52 m²
4階 903.00 m² 地下1階 1227.96 m²

(家屋番号 756 番 1 の 10)

- (38) 高知県室戸市室津字サコノ下タ15番地1所在の木造合金メッキ鋼板ぶき2階建

グループホームびわの里

グループホーム：1階215.99 m² 2階 215.99 m² 計 431.98 m²

(家屋番号 15 番 1)

- (39) 山口県山陽小野田市大字埴生西道田2156番地4、2156番地3、2156番地5、2165番地2所在の鉄筋コンクリート・鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板葺・コンクリート屋根2階建

特別養護老人ホームサンライフ山陽

老人ホーム：1階 3413.03 m² 2階 764.90 m²

老人ホーム：鉄筋コンクリート・鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 384 m²

機械室：鉄筋コンクリート造陸屋根平家建 6.69 m²

(家屋番号 2156番4)

(40) 山口県山陽小野田市大字郡字高ヶ坪1773番地2所在の木造合金メッキ鋼板ぶき
2階建

小規模特別養護老人ホームなごみの里ななせ

老人ホーム：1階 808.89 m² 2階 753.26 m²

(家屋番号 1773番2の1)

(41) 山口県山陽小野田市大字郡字高ヶ坪1773番地2所在の木造合金メッキ鋼板ぶき
平家建

障害児デイサービスセンター：194.29 m²

(家屋番号 1773番2の2)

(42) 山口県山陽小野田市大字郡字高ヶ坪1773番地2所在の木造合金メッキ鋼板ぶき
平家建

集会所：66.42 m²

(家屋番号 1773番2の3)

2 土地

(1) 高知県香南市赤岡町1161番地所在の特別養護老人ホーム香南赤岡苑及びケアハウスぬくもりの敷地

高知県香南市赤岡町字ヲザル 1160 番 1 (宅地) 719.46 m²

高知県香南市赤岡町字ヲザル 1161 番 (宅地) 867.50 m²

高知県香南市赤岡町字ヲザル 1162 番 1 (宅地) 494.03 m²

高知県香南市赤岡町字ヲザル 1163 番 1 (宅地) 492.48 m²

高知県香南市赤岡町字ヲザル 1164 番 1 (宅地) 482.92 m²

高知県香南市赤岡町字ヲザル 1165 番 1 (宅地) 482.92 m²

高知県香南市赤岡町字ヲザル 1160 番 5 (宅地) 70.88 m²

高知県香南市赤岡町字ヲザル 1167 番 1 (宅地) 979.69 m²

高知県香南市香我美町字マガリ 1152 番 1 (宅地) 1185.28 m²

高知県香南市香我美町字マガリ 1153 番 1 (宅地) 13.00 m²

計 5788.16 m²

(2) 高知県香南市吉川町古川字外松ヶ瀬990番地50所在の総合福祉ゾーンオークの里の敷地

高知県香南市吉川町古川字外松ヶ瀬 990 番 50

(宅地) 6925.91 m²

高知県香南市吉川町古川字外松ヶ瀬 990 番 109

(宅地) 627.20㎡

計 7553.11㎡

- (3) 高知県安芸市川北字大島甲 3709 番地所在の養護老人ホーム清香園、認知症高齢者グループホームあい及び高知県安芸市川北字薬師甲 5925 番地 1 所在のケアハウスせいらの敷地

高知県安芸市川北字大島甲 3742 番 4 (宅地) 212.00 ㎡

高知県安芸市川北字大島甲 3743 番 (宅地) 148.00 ㎡

高知県安芸市川北字薬師甲 3757 番 2 (宅地) 59.06 ㎡

高知県安芸市川北字薬師甲 3758 番 (宅地) 204.00 ㎡

高知県安芸市川北字薬師甲 3761 番 1 (宅地) 22.26 ㎡

高知県安芸市川北字薬師甲 3761 番 4 (宅地) 74.15 ㎡

高知県安芸市川北字薬師甲 5925 番 1 (宅地) 280.81 ㎡

計 1000.28㎡

- (4) 高知県香南市野市町中ノ村字寺屋敷 770 番地 1 所在の認知症高齢者グループホームせんだんの里の敷地

高知県香南市野市町中ノ村字寺屋敷 770 番 1 (宅地) 838.10 ㎡

計 838.10㎡

- (5) 高知県高岡郡津野町黒川字小畑 740 番地 6 所在の認知症高齢者グループホームひのきの里の敷地

高知県高岡郡津野町黒川字小畑 740 番 6 (宅地) 1676.00 ㎡

計 1676.00㎡

- (6) 高知県長岡郡大豊町津家字ヨコ次 62 番地 4 所在の認知症高齢者グループホームふくじゅ草の里の敷地

高知県長岡郡大豊町津家字ヨコ次 62 番 4 (宅地) 1732.74 ㎡

計 1732.74㎡

- (7) 高知県南国市下島字場南丙 179 番地 1 所在の認知症高齢者グループホームふなとの里の敷地

高知県南国市下島字場南丙 179 番 1 (宅地) 1719.00 ㎡

計 1719.00㎡

- (8) 高知県安芸郡安田町西島字五反島 89 番地 1 及び同 89 番地 3 所在の認知症高齢者グ

ループホームくすのきの里の敷地

高知県安芸郡安田町西島字五反島 8 9 番 1 (宅地) 1095.55 m²

高知県安芸郡安田町西島字五反島 8 9 番 3 (宅地) 1803.32 m²

計 2 8 9 8 . 8 7 m²

- (9) 高知県香南市香我美町字マガリ 1 1 4 3 番地所在の認知症高齢者グループホームきんもくせいの里の敷地

高知県香南市香我美町字マガリ 1143 番 (宅地) 2557.74 m²

計 2 5 5 7 . 7 4 m²

- (1 0) 高知県須崎市安和字中ノ川内 6 9 3 番地所在の認知症高齢者グループホームやまざくらの里の敷地

高知県須崎市安和字中ノ川内 693 番 (宅地) 2142.02 m²

高知県須崎市安和字中ノ川内 695 番 1 (畑) 326.00 m²

計 2 4 6 8 . 0 2 m²

- (1 1) 高知県香美市土佐山田町百石町一丁目 79 番地 1 所在の認知症高齢者グループホームゆうりこうの敷地

高知県香美市土佐山田町百石町一丁目 79 番 1

(宅地) 1024.75 m²

高知県香美市土佐山田町百石町一丁目 80 番 1

(宅地) 155.01 m²

計 1 1 7 9 . 7 6 m²

- (1 2) 高知県高岡郡四万十町窪川字蔵谷 1 2 0 5 番地 1 所在の認知症高齢者グループホームあさぎり四万十の里の敷地

高知県高岡郡四万十町窪川字蔵谷 1 2 0 5 番 1

(宅地) 2110.33 m²

計 2 1 1 0 . 3 3 m²

- (1 3) 高知県高知市長浜字菖蒲谷 4 9 8 3 番地 2 及び同字イナハ 4 9 8 1 番地 2 所在の就労継続支援 A 型事業所 維新工房きらりの敷地

高知県高知市長浜字菖蒲谷 4 9 8 3 番 2 (宅地) 2135.67 m²

高知県高知市長浜字イナハ 4 9 8 1 番 2 (宅地) 597.35 m²

高知県高知市長浜字イナハ 4 9 7 2 番 6 (宅地) 212.32 m²

高知県高知市長浜字イナハ 4 9 7 2 番 7 (宅地) 140.85 m²

計 3 0 8 6 . 1 9 m²

- (14) 愛媛県新居浜市垣生五丁目甲1140番地1所在の小規模特別養護老人ホームつばきの敷地

愛媛県新居浜市垣生五丁目甲1140番1 (宅地) 2479.00 m²
愛媛県新居浜市垣生五丁目甲1140番2 (宅地) 836.00 m²
愛媛県新居浜市垣生五丁目甲1141番 (宅地) 224.00 m²
計 3539.00 m²

- (15) 兵庫県たつの市揖保町中臣字川久510番地及び同字成平540番地2所在のケアハウスアゼリア及びデイサービスセンタートマトの敷地

兵庫県たつの市揖保町中臣字川久510番
(宅地) 1923.96 m²
兵庫県たつの市揖保町中臣字成平540番2
(宅地) 356.96 m²
兵庫県たつの市揖保町中臣字成平544番4
(宅地) 13.60 m²
計 2294.52 m²

- (16) 兵庫県たつの市揖保町中臣字川久510番地及び同字成平540番地2所在のケアハウスアゼリアの園芸療法用農地

兵庫県たつの市揖保町中臣字川原田527番
(畑) 495 m²
兵庫県たつの市揖保町中臣字川原田527番1
(畑) 449 m²
兵庫県たつの市揖保町中臣字川原田539番
(田) 773 m²
計 1717 m²

- (17) 愛媛県新居浜市大生院字栗林154番地3所在の認知症高齢者グループホームけやきの里の敷地

愛媛県新居浜市大生院字栗林154番3
(宅地) 2450.41 m²
愛媛県新居浜市大生院字栗林154番11
(公衆用道路) 19 m²
愛媛県新居浜市大生院字栗林154番12
(公衆用道路) 21 m²
計 2490.41 m²

- (18) 高知県高知市長浜字イナハ4975番地所在の認知症デイサービスセンターかがや

き及びユニット型特別養護老人ホームもとかの敷地

高知県高知市長浜字イナハ4975番(宅地) 2612.11 m²

計 2612.11 m²

- (19) 高知県高知市葛島四丁目232番地3所在の認知症高齢者グループホームかづらし
まの敷地

高知県高知市葛島四丁目232番3(宅地) 495.87 m²

計 495.87 m²

- (20) 高知県香南市香我美町山北字曲り田2407番地1所在の共同生活援助事業所オレ
ンジハウスの敷地

高知県香南市香我美町山北字曲り田2407番1

(宅地) 718.34 m²

高知県香南市香我美町山北字曲り田2408番2

(宅地) 446.00 m²

高知県香南市香我美町山北字曲り田2411番7

(宅地) 24.38 m²

計 1188.72 m²

- (21) 高知県香南市吉川町古川字八幡北新開340番地2、336番地2所在の総合福祉ゾ
ーンオークの里の敷地

高知県香南市吉川町古川字八幡北新開340番2

(宅地) 914.56 m²

高知県香南市吉川町古川字八幡北新開336番2

(宅地) 578.34 m²

高知県香南市吉川町古川字八幡北新開340番22

(公衆用道路) 57 m²

高知県香南市吉川町古川字シノベ山345番4

(公衆用道路) 78 m²

高知県香南市吉川町古川字シノベ山345番6

(公衆用道路) 422 m²

高知県香南市吉川町古川字シノベ山349番10

(公衆用道路) 4.15 m²

計 2054.05 m²

- (22) 愛媛県新居浜市阿島一丁目甲1015番地349所在の認知症高齢者グループホー
ムしおさいの敷地

愛媛県新居浜市阿島一丁目甲1015番349(宅地) 1346.50 m²

計 1346.50㎡

- (23) 広島県広島市安芸区矢野西三丁目6347番地1、1219番地1所在の総合福祉ゾーンやだけの里の敷地

広島県広島市安芸区矢野西三丁目6347番1

(宅地) 2607.24㎡

広島県広島市安芸区矢野西三丁目1219番1

(宅地) 806.65㎡

広島県広島市安芸区矢野西三丁目6350番1

(宅地) 155.71㎡

広島県広島市安芸区矢野西三丁目6350番2

(宅地) 181.44㎡

広島県広島市安芸区矢野西三丁目6345番2

(宅地) 91.73㎡

計 3842.77㎡

- (24) 高知県高岡郡四万十町仁井田字コムカイ199番地1、208番地2所在のグループホームゆうきの敷地

高知県高岡郡四万十町仁井田字コムカイ199番1

(宅地) 1173.46㎡

高知県高岡郡四万十町仁井田字コムカイ200番1

(宅地) 3.23㎡

高知県高岡郡四万十町仁井田字コムカイ208番2

(宅地) 120.70㎡

計 1297.39㎡

- (25) 安芸市川北字竹内甲3634番地所在のデイサービスセンターいおきの敷地

高知県安芸市川北字竹内甲3632番

(雑種地) 403㎡

高知県安芸市川北字竹内甲3633番

(雑種地) 178㎡

高知県安芸市川北字竹内甲3634番

(雑種地) 125㎡

高知県安芸市川北字竹内甲3635番地

(雑種地) 115㎡

高知県安芸市川北字竹内甲3636番2

(雑種地) 125㎡

計 946 m²

- (26) 東京都練馬区大泉町四丁目756番地1所在の特別養護老人ホームおおいずみの里の敷地

東京都練馬区大泉町四丁目756番1

(宅地) 2201.92 m²

東京都練馬区大泉町四丁目756番2

(宅地) 142.57 m²

計 2344.49 m²

- (27) 高知県室戸市室津字サコノ下タ15番地1 所在のグループホームびわの里敷地

高知県室戸市室津字サコノ下タ15番1

(宅地) 726.87 m²

計 726.87 m²

- (28) 山口県山陽小野田市大字埴生字西道田2165番2所在特別養護老人ホームサンライフ山陽敷地

山口県山陽小野田市大字埴生字西道田2165番2

(宅地) 1054.00 m²

計 1054.00 m²

- (29) 山口県山陽小野田市大字郡字高ヶ坪1773番2小規模特別養護老人ホームなごみの里ななせ敷地

山口県山陽小野田市大字郡字高ヶ坪1773番2

(宅地) 5441.00 m²

計 5441.00 m²